

岐阜県公報

第千八百五十四号
平成十九年六月十九日

(火曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 四七五
- 有害図書類の指定 (同) 四七六
- 医療扶助のための医療担当機関の指定 (健康福祉政策課) 四七六
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 四七六
- 生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定 (同) 四七六
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 四七七
- 保安林の指定 (飛騨農林事務所) 四七八
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四七八
- 市営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 四七八
- 公共測量の実施 (用地課) 四七八
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 四七九

告示

岐阜県告示第四百四十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名
映画	人妻の衝動 不倫のあとさき		オーピー映画
	淫情 ~ 蕪母と三兄弟 ~		新東宝映画
	聴かれた女		トランス・アクション
	シヨートパス		アスミック・エース
	黒髪マダムレス ~ 三十路妻と四十路熟女 ~		新日本映画
	奪う女 中出しの誘惑		オーピー映画
	欲しがる和服妻 くわえこむ		新東宝映画
	浴衣教師 保健室の愉しみ		新日本映画
	男たちの夢音色		オーピー映画
	新日本映像ニコラス ~ 三十路妻と四十路熟女 ~		新日本映像
	黒髪マダムレス		新日本映像

新日本映像
ユニークな
浴室教師 保健室のゆしみ

新 日 本 映 像

2 指定年月日

平成19年6月18日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百四十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一條第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発行所、制作者名
雑 誌	ザ・ベストマガジン	2007. 7月号	KKベストセラーズ
	あちや	2007. 7月号	創ゾーオーテイナー
	チャンフロード	2007. 7月号	創 苴 倉 出 版 社
	フチアリンセス	2007. 6月号	創 秋 田 書 店

2 指定年月日

平成19年6月18日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助の

ための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 関 設 者 所 在 地 指 定 年 月 日

恒川 齒科 医院 医療法人字翔会 各務原市鷺沼古市場町四三 平成一九・四・一七

岐阜県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 関 設 者 所 在 地 廃 止 年 月 日

恒川 齒科 医院 恒川 量 嗣 各務原市鷺沼古市場町四三 平成一九・四・一六

岐阜県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人 聡 仁 会	各務原市蘇原柿沢町一四七	小規模多機能型居宅介護	フクロウの郷	各務原市蘇原柿沢町一四五	平成一九・四・一六
株式会社 コムスン	東京都港区六本木六一〇一	小規模多機能型居宅介護	コムスンのやわらぎ大垣墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五番地	平成一九・四・一九
医療法人 悠 信 会	揖斐郡大野町黒野六四一	通所リハビリテーション	小森デイケア・リハビリセンター	揖斐郡大野町黒野六四八五	平成一九・四・二五
医療法人 悠 信 会	揖斐郡大野町黒野六四一	介護予防通所リハビリテーション	小森デイケア・リハビリセンター	揖斐郡大野町黒野六四八五	同
医療法人 悠 信 会	揖斐郡大野町黒野六四一	居宅介護支援事業	小森内科居宅介護支援事業所	揖斐郡大野町黒野六四八五	同
<p>岐阜県告示第四百四十五号 家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。 平成十九年六月十九日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>					
<p>五 発 生 年 月 日 平成十九年六月五日</p> <p>岐阜県告示第四百四十六号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。 平成十九年六月十九日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>					
一 病名					
ヨ―ネ病					
二 家畜の種類					
牛					
三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数					
患畜一頭					
四 発生場所					
郡上市					
一 保安林の所在場所					
高山市丹生川町池之俣字ツチトヨ二四九、字カンバ尾二五〇の一、二五〇の三、二五〇の四、字池之原二五三の一から二五三の三まで、丹生川町岩井谷字細豊二二〇九の一、二二〇九の二、二二一〇、字シャダシ二二二一、字横手二二二六、字スリバチ二二二七、二二二八					

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、高山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年六月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いきいきワークすいと
- 三 代表者の氏名 大角 廣司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市本令六丁目三十三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、中高年齢者、母子（父子）家庭や若年者などの就職困難な地域住民に対して、生きがいづくりや地域社会における自立を図る事業を行い、健康

で安心して生活する事が出来る環境を提供することにより、地域の活性化や、地域住民等の抱える諸問題の解決を図り、社会福祉の向上等に寄与する事を目的とする。

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業帖走地区地下工区の換地処分を平成十九年五月二十八日にした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜地方務局
- 二 作業種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）
- 三 作業期間 平成十九年六月十一日から
同 年六月三十日まで
- 四 作業地域 岐阜市長森本町一丁目及び野一色一丁目地内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業期間

平成十九年五月三十日から

同 二十年三月十四日まで

四 作業地域

美濃市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により北方町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

北方町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正）

三 作業期間

平成十九年六月十五日から

同 年十月三十一日まで

四 作業地域

北方町全域

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市加子母字小郷東の一部（小郷東（一））

三 調査を行った期間

平成十七年度及び平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（加子母字小郷東の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（加子母字小郷東の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年六月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町字白谷・外ヶ洞の一部(2区)(一)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町字白谷・外ヶ洞の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(付知町字白谷・外ヶ洞の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年六月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町小萱の一部(上村)(一)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(神岡町小萱の一部)の地籍図

岐阜県飛騨市(神岡町小萱の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年六月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字三川の一部(三川)(一)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町(大字三川の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡白川町(大字三川の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成十九年六月十九日

平成十九年六月十九日印刷
平成十九年六月十九日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)